

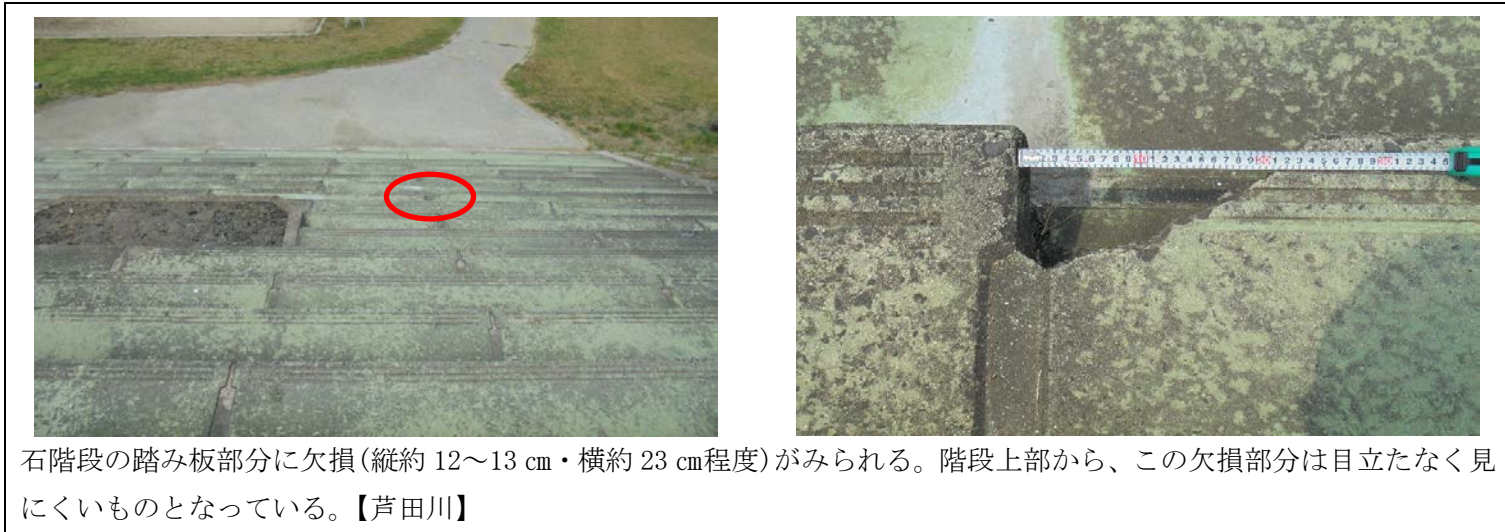
国の直轄河川の管理に関する行政評価・監視

主な事例等

平成29年9月21日

中国四国管区行政評価局

1 護岸(河川管理施設)階段の踏み板部分が欠損している事例



2 許可工作物の維持管理が不十分な事例



3 土地の占用許可なく工作物を設置している事例



国が管理する以前に設置された家屋【小瀬川】



占用許可なく小屋が設置【高梁川】

4 船舶の不法係留事例



不法係留船(プレジャーボート)の係留(栈橋も設置)【旭川】



係留ロープ固定のために護岸に打設された鉄製杭【旧太田川】

5 不法係留船対策(太田川河川事務所の取組)

- (1) 昭和 62 年 1 月から関係行政機関で構成される「プレジャーボート対策連絡協議会」の設立
- (2) 平成 10 年 9 月「太田川水系不法係留船対策に係る計画書」の策定
- (3) 重点的撤去区域の指定による撤去指導実施
(直轄管理区間について、平成 10 年 10 月 1 日の第一次指定から平成 19 年 10 月 1 日の第四次指定まで、順次指定)
- (4) 行政代執行等の実施
(行政代執行：平成 19 年度 1 隻、簡易代執行：平成 11 年度～23 年度までに 35 隻について実施)
- (5) 平成 23 年 11 月に「プレジャーボート対策連絡協議会」の名称を「プレジャーボート等対策連絡協議会」に改称
(プレジャーボート以外の船舶についても対策を検討するため)
- (6) プレジャーボートの隻数は、平成 9 年 3 月の 345 隻から 23 年 6 月には 0 隻に減少(対象範囲は国管理河川(太田川放水路、天満川、旧太田川、元安川))